

肖像等の使用禁止に対する除外認定競技者規程

(総 則)

- 第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）競技者資格規則第7条第2項第1号の肖像等の使用禁止に対する除外認定競技者（以下「除外認定競技者」という。）について定める。

(除外認定競技者)

- 第2条 除外認定競技者は、オリンピック及び世界水泳選手権大会（50m）のメダリストで、本連盟において肖像等の商業的使用が相当と認められる者とする。

(費用負担義務)

- 第3条 除外認定競技者は、本連盟が実施する海外派遣及び合宿等に参加する場合は、その実費相当額を負担する義務を負う。

(本連盟への活動・行事の優先)

- 第4条 所属企業を含む肖像等の使用契約企業がある場合にも、水泳日本代表選手としての活動・行事に参加する限りにおいては、本連盟スポンサーが全てに優先される。
- 2 除外認定競技者としての肖像等の使用契約に際しては、原則として本連盟スポンサー及び本連盟スポンサーと競合する企業との契約は禁止する。
 - 3 国際水泳連盟（FINA GR 規則）の禁止する業種及び公序良俗に反する業種との肖像等の使用契約は禁止する。

(申請方法)

- 第5条 除外認定競技者になることを希望する者は、本連盟が定める手続に従い競技者資格審査委員会にその旨を申請する。
- 2 前項の申請に基づき競技者資格審査委員会は速やかに審査を行い、理事会にその結果を報告する。
 - 3 前2項の手続きを経た後、理事会において承認された者は、除外認定競技者の資格を得るものとし、本連盟は速やかに申請者に理事会決議の結果を通知する。

(不服審査会)

- 第6条 前条第3項の通告の後、2週間以内に当事者本人より決議に対する不服の申し立てがあったときは、不服審査委員長は審査会を招集し、その申し立てを審査しなければならない。
- 2 前項の審査会の構成はつぎのとおりとする。
 - (1) 委員長
 - (2) 委員長が特に指名した者

- 3 不服審査会には、当事者本人、親権者及び当事者が指名した者2名以内が出席して意見を述べることができる。

(除外認定競技者の取消)

第7条 除外認定競技者である事由が消滅した場合及び除外認定競技者であることが不適当となったときは、除外認定競技者本人又は本連盟は競技者資格審査委員会を経由し、理事会に対し除外認定競技者の取消申請を行うことができる。

附則 1、 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。

2、 本規程は、平成25年（2013年）6月23日より一部改定実施する。

肖像等の使用禁止に対する除外認定競技者申請書

公益財団法人 日本水泳連盟 競技者資格規則第 7 条第 1 項において定められる競技者に禁止される商行為（自己の肖像等を広告媒体物に使用させること）に関し、「肖像等の使用禁止に対する除外認定競技者規程」を理解し、競技者資格規則第 7 条第 2 項第 1 号に規定する除外認定競技者となることを申請致します。

申 請 者 所 属

氏 名

印

住 所

電 話

平成 年 月 日

上記申請者を除外認定競技者として承認します。

受 理 者 役 職

氏 名

印

平成 年 月 日